

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十二年八月九日奈良県指令建第八六一二九号

平成二十二年九月十四日奈良県指令建第八六一二九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年十二月十六日建第七四五三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年十二月十六日建第四五八三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字橋本三八七番地ノ四、三八八番地ノ一、三八八番地ノ三、三八八番地ノ

四、三八八番地ノ五、五六一番地ノ一及び五六一番地ノ三の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地ノ三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字橋本三八七番地ノ四、三八八番地ノ一、三八八番地ノ三、三八八

番地ノ四、三八八番地ノ五及び五六一番地ノ一の各一部

水路 桜井市大字橋本三八七番地ノ四、三八八番地ノ一、三八八番地ノ三、三八八

番地ノ四及び三八八番地ノ五の各一部